

番号	事例の概要や課題	計画書との関連	各課の考え方や取組	計画の見直しにおける方向性
		想定される解決方法や関係機関等(委員提案)		
1	福島県郡山市ではヤクルトが孤立死をされた方を発見した事例があるが川口市は見守り協定を結んでいないので協定を結ぶのはどうか。	1-(3) 地域の見守り活動の推進 ②孤立・孤独を防ぐ地域の活動 孤立を防ぐ活動としてヤクルト等宅配事業者と見守りに関する協定を結ぶ。	(福祉総務課) 平成29年7月に公益社団法人宅地建物取引業協会南彩支部及び公益社団法人宅地建物取引業協会川口支部と川口市における見守り活動に関する協定書を取り交わし、11月には株式会社セブンイレブン・ジャパン及び株式会社イトーヨーカ堂と川口市における高齢者及び子ども等に関する見守り活動に関する協定書を取り交わした実績がある。今後はヤクルト等宅配事業者を含め、協定を結ぶ事業者を拡大することに努めていく。	計画書に記載済みだが、「取組及び取組例」の内容について修正(加筆・削除等)が必要
2	『民生委員・児童委員の確保について』定数が充足できない状態が継続している。	1-(1) 地域コミュニティの創造・強化 ⑤地域福祉実践体制の強化 対策: なり手不足の要因のひとつである負担軽減策を実行する。	(福祉総務課) 平成31年12月の改選期に向けて、候補者推薦の母体である町会・自治会に対し、民生委員・児童委員の活動内容を丁寧に説明していく。また、委嘱後は、新任委員を中心に、具体的な活動内容の説明や研修等をこれまで以上に行っていく。さらには、各委員の活動への「人的補助」の研究を他市の事例を参考に進めていく。	計画書に記載済みだが、「取組及び取組例」の内容について修正(加筆・削除等)が必要
3	『地域ぐるみの防災体制の拡充について』市内福祉施設運営事業者との「災害時におけるよう援護者の受け入れ協定」の締結状況は7事業者10施設に過ぎず不十分である。	1-(3) 地域の見守り活動の推進 ①地域ぐるみの防災・防犯の取組 対策: 民間事業者への協力を呼びかけ、福祉避難所の確保に努める。	(福祉総務課) 民間施設との受け入れ協定について記載、また、災害の規模によっては不足が想定されることから、事業者への協力依頼や周知により、福祉避難所のさらなる確保に努めていく。(旨の記載を追加) (障害福祉課) 災害時における受け入れ施設なので、耐震性等から新規の施設が良いことと、施設整備の計画段階で市へ相談にきたときから、災害時における要援護者の受け入れを想定して施設整備を計画してほしいため、事業者が市の補助金を利用して施設整備を行った際に、災害時の受け入れ協定について締結をお願いすることで、協定施設を増やしていく。 (介護保険課) 特別養護老人ホームの公募の際、ヒアリング審査項目に福祉避難所の協力等を含み、呼びかけをしている。	計画書に記載済みだが、「取組及び取組例」の内容について修正(加筆・削除等)が必要
4	『成年後見制度の普及啓発について(市民後見人の育成・活用)』成年後見センターの設置や市民後見人の養成講座の開催、法人後見の受任等成年後見制度の普及啓発に取り組んでいるが不十分である	3-(3) 権利擁護の推進 ①権利擁護の推進 対策: 民間の市民後見団体と成年後見センターの連携を強化し、人材の育成・確保を図る。	(長寿支援課) 弁護士会や司法書士会、NPO団体等とのネットワークづくりを進めながら、成年後見センターの市民後見人候補者養成講座を修了した方の活動の場の確保に努めていく。	計画書に記載済みだが、「取組及び取組例」の内容について修正(加筆・削除等)が必要
5	地域福祉計画のあり方が他の計画を補完する形から他の計画の上位計画となる形に大きく変わったため、他の既存の計画の見直しの際には地域福祉の観点からの新たな施策も念頭において策定をしなければならない。また、分野横断的な施策となる権利擁護(成年後見制度等)や介護・障害・児童を包含した共生型サービスなどの課題に対処するには、現行の縦割り組織では困難なことも明白である。	本計画だけではなく、5年後を踏まえた体制整備を早急に取り組まなければならない	(福祉総務課) 高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など、他分野にまたがる複合的・分野横断的な課題や制度の狭間の問題について、地域(市)で受け止める仕組みや支援調整する仕組みが必要	計画書に記載はなく計画書に新たに盛り込む
6	中核市になり所管事業が拡大したことから地域福祉計画の見直しにあたり中核市としての視点でのチェックを行う必要がある。	1-(4) 福祉サービスの充実 事業所指定認可についてはこれまでよりも踏み込んだ記述が必要となる。	(福祉総務課) 計画書への記載については、個別方針ごとに中核市としての視点を盛り込むのではなく、計画策定趣旨の中で、中核市としての心構えや責務等について記載するのはどうか。	計画書に記載はなく計画書に新たに盛り込む
7	『社会福祉協議会の認知度が低いことについて』アンケート調査結果で社会福祉協議会を知らないが66.9%となっている。	1-(1) 地域コミュニティの創造・強化 ④社会福祉協議会の活動支援 鳩ヶ谷地区では50%を超えて会費が集まっている。会費が集まっているということは認知度が高いということなので、鳩ヶ谷地区社協をモデルにしながら自治会等にPRしてはどうか。	(社会福祉協議会) 鳩ヶ谷地区は社協の会費加入率が高いが、他の地区とは会員制度の成り立ちや会費の収集の仕方が異なるため、単純な比較は難しい。 また、社協の支援を受けてない人は、社協と接すること自体が少ないので、認知度が低いことが考えられる。そのため、若年層や勤労世代等に対し、ボランティア活動との関わりをつくれるような間口を広げた企画を実施していくことで、市民に対し、支援だけにとどまらない関係性を構築していきたい。	計画書に記載済み

事例・ニーズ調査結果報告書

8	<p>『少子化政策』 現在の施策は保育が中心であり、人口増加にはつながらないので抜本的な見直しが必要。</p>	<p>1-(2) ライフステージに着目したコミュニティ活動の強化 ①子育て支援の地域づくり</p>	<p>(子ども総務課) 少子化対策には、子育て環境の充実が欠かせないものである。女性の就業率向上に伴い、高まる保育需要に対しては、保育施設の整備や子育て支援の強化が求められていることから、鋭意整備等に努めているところである。今後は国の幼児教育・保育の無償化の動きも視野に入れ、少子化対策に効果的な方策について検討していきたい。</p> <p>(保育入所課) 保育所の利用に係る保育料については、ひとり親世帯、多子世帯、非課税世帯等に対する軽減措置を講じている。また、今年度より、認可外(無認可)保育施設を利用する保護者に対する利用料補助を実施している。なお、現時点で詳細は示されていないが、2019年10月の消費税率の引き上げに伴い、幼児教育・保育の無償化が予定されている。</p> <p>(政策審議室) 平成31年度以降に、埼玉県が行っている「SAITAMA出会いサポートセンター事業」への参加を検討中。結婚支援のあり方や事業へのニーズ等を見極めていく。</p> <p>(保健センター) 不妊治療等による経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療費等助成事業を今後も広く周知していく。</p>	<p>個別分野計画(児童・障害・高齢等)への記載を検討</p>
9	<p>『十分な食事を取れない子どもについて』 貧困等により7人に1人の子どもが食事をまともにとることができない現状のなかで「こども食堂」というボランティア活動が盛んになっている。</p>	<p>関係機関は教育、福祉、子育てと幅広い。</p>	<p>(子ども総務課) 「こども食堂」を運営する民間事業者に対しては、その理念や手法なども様々であることから、国や他の自治体の動向などに注視しながら、本市としての支援方法について研究をしているところである。また、社会福祉協議会が主催する「こども食堂ネットワーク会議」においては、食材や備品の調達方法など様々な情報を事業者間で共有し、こども食堂の効率的な運営を目指しているところである。</p> <p>(社会福祉協議会) 市内でこども食堂を実施している10団体の参加による、「こども食堂ネットワーク会議」を実施しており、運営や活動等における情報交換を行っている。また、新たにこども食堂を実施したいという団体に対し、運営や活動の相談に応じているほか、「ふくしのまちづくり助成金」による金銭的な支援を実施している。</p>	<p>現在の市の状況や国の方針を踏まえ、今後の検討課題とする。</p>
10	<p>『一人親家庭への取り組み』 離婚等により一人親の現状が子育てに影響を与えている。(授業についていけない、非行に走る、夜遅くまで外出する等)</p>	<p>家庭裁判所や学校・児童養護施設や生活困窮支援・地域福祉コーディネーター等サポート体制の確立が必要。</p>	<p>(子ども育成課) 生活困窮支援策として、子どもの生活・学習支援事業において勉強や生活の指導等を行っている。</p> <p>(生活福祉課) 生活に困窮されているかたに対し、自立支援事業における就労支援やハローワークとの連携により、適切な就労支援を行うことで、経済的な安定やダブルワークの解消に努める。</p> <p>(社会福祉協議会) 第2期かわぐち市民活動プランの目標である「ひとりぼっちにしない地域づくり」と「あんしんできる場所づくり」の具体的な取り組みとして、不登校児等への居場所づくりを、市民との協働により今後実施していきたいと考えている。</p> <p>(福祉総務課) 複合的・分野横断的な課題や制度の狭間の問題について、地域(市)で受け止める仕組みや支援調整する仕組みが必要。</p>	<p>計画書に記載はなく計画書に新たに盛り込む</p>

事例・ニーズ調査結果報告書

11	『災害弱者への支援』 近年、自然災害による高齢者や子どもの犠牲が目立つ。	1-(3) 地域の見守り活動の推進 ①地域ぐるみの防災・防犯の取組	(長寿支援課) 避難行動要支援者登録制度の担当課(障害福祉課・介護保険課と3課)として下記業務を行っている。 ・課内で把握している情報から要支援者を把握し、制度の周知を行う。 ・支援を行う関係機関にも制度の周知を行い、対象者発見・登録奨励の協力を依頼する。 ・登録名簿の作成・更新を行い、関係機関と情報共有を行う。	計画書に記載済みだが、加筆・修正が必要
		消防局、防災課、高齢福祉、自治体、地区社協との連携をどのようにするかを具体的に必要がある。	(社会福祉協議会) 南平・領家・朝日・朝日東地区の連合町会長、地区社協会長、民協会長、消防署、防災課等の参加による「オール南平地域防災ネットワーク会議」を実施しており、避難所運営訓練や水害時の対応等について定期的に検討を行っている。 災害時に連携を図れるよう、平時からの関係づくりや情報共有が重要であり、市内の他地区でも同様の取り組みが図れるよう検討していきたい。 (防災課) 防災課では、避難行動要支援者名簿を基に、支援マップの作成を町会・自治会(自主防災組織)に依頼している。しかし、支援マップの作成だけでは、「誰」が「どのように支援を行うのか」が明確とならないことから地域における避難支援等関係者が協力し、本人及び家族との話し合いを経ながら個別計画を策定する必要性があり、計画作成の主体者を明確にするためにも、市役所関係各課での具体的な役割分担が急務である。	
12	『地域外国人との共生』 外国人が増加している	1-(1) 地域コミュニティの創造・強化 ①地域ぐるみの防災・防犯の取組	(協働推進課) ・本市では毎年「外国人対象の防災訓練講習会」を開催し、多言語による防災知識の啓発普及を推進している。 ・本市では、ボランティアによる日本語教室が活動し、市内10公民館において、外国人が日本語の他に地域で生活する上で欠かせないルールやマナーについても学習している。	計画書に記載済みだが、加筆・修正が必要
		①外国人への防災施策の周知 ②公民館の活用による外国人との共生	(防災課) ・防災ハンドブックの一部ページ(ハザードマップ凡例)にて英語、中国語、ハングル、日本語の4ヶ国語表記を行っている。また、防災課窓口にて4種類の言語(英語・中国語・ハングル、タガログ語)の避難行動マニュアルを無料配布している。 ・各避難所に複数言語に対応した「指さし会話シート」を備蓄している。	
13	『認知症や介護問題』	3-(3) 権利擁護の推進 ③虐待防止体制の整備 行政と民間団体のネットワーク会議による連携が重要	(長寿支援課) 認知症であっても住みなれた地域で暮らし続けられるよう、認知症への理解を深めるための普及・啓発(認知症サポーター養成)、認知症の容態に応じた適時適切な医療・介護等の提供(認知症ケアパスの活用)、認知症初期集中支援チームの利用促進、認知症の人や家族の支援(認知症カフェ)等の取り組みの促進を図っている。	計画書に記載済み
14	『定年後の孤立、独立』 定年後に引きこもる人が増加している	1-(3) 地域の見守り活動の推進 ②孤立・孤独を防ぐ地域の活動 サロン活動等とおして地域社会に参加できるようにサポートすることが大切	(社会福祉協議会) 社協が現在把握しているサロン数は、一般団体が主催するサロンが56、地区社協が主催するサロンが37であり、合計で93のサロン活動が行われている。 定年後の、特に男性の孤立については、今後さらに増加していくことが予想され、サロン活動等の居場所づくりや、定年退職後のボランティア活動等による活躍の場を整えていく必要がある。 サロン活動については、男性が参加しやすいようなテーマ型サロン(賭け事をしない麻雀等)の増加、ボランティア活動については、地域貢献型ボランティア活動(こどもへの工作の指導等)の増加を図ることで、社会との接点が続けられないような仕組みづくりに取り組んでいきたい。	計画書に記載済みだが、「取組及び取組例」の内容について修正(加筆・削除等)が必要
15	『居場所づくりの担い手不足』 ・地域活動の担い手が不足しており、特定のかたに負担が偏っている。 ・担い手の掘り起こしや、活躍の場をつくることのできるようになる取組が必要。	1-(3) 地域の見守り活動の推進 ②孤立・孤独を防ぐ地域の活動 社協の強化計画のなかで地域づくりの専門的な人材としてCSW(コミュニティソーシャルワーカー)の配置について検討を行っている	(社会福祉協議会) 上記の地域活動拠点の整備と併せて、地域づくりに専門的に取り組む人材であるCSW(コミュニティソーシャルワーカー)の配置に向けて、現在社協内で検討を行っている。 また、地域活動を担う新たな人材の掘り起こしに向けて、単発のテーマ型ボランティア企画や地域貢献型ボランティア活動等、企画提案型のボランティア活動を積極的に展開していきたいと考えている。	計画書に記載済みだが、「取組及び取組例」の内容について修正(加筆・削除等)が必要

事例・ニーズ調査結果報告書

16	『学校の教育活動への参加』 登下校の見守りや行事への参加等教育の場に地域住民が参加する場面が多くある。	住民と子どもたちや教師が触れ合うことで地域が活性化される	<p>(青少年対策室) 町会・自治会長、育成会長、青少年部長、子ども関係団体役員等から組織される、「青少年育成委員」が各町会・自治会・公民館地区に置かれている。 青少年育成委員は、①青少年の非行化防止 ②青少年育成行事に対する協力 ③青少年活動の奨励・援助 ④青少年の社会参加の促進 ⑤家庭での青少年育成向上の推進 ⑥青少年のための地域社会環境の浄化 を活動内容としている。</p> <p>(指導課) 学校応援団推進事業 学校・家庭・地域社会が一体となった子どもの育成に取り組んだ体制づくりを目指して「学校応援団」の組織づくりを進めている。 本市においても、小・中学校全てで組織化されている。活動内容の一層の充実を図って学校の活性化や家庭、地域の教育力の向上を目指し実施している。</p> <p>(指導課) 川口市地域ぐるみの安心・安全体制整備推進事業(スクールガード・リーダー) 学校や通学路における事件・事故が大きな問題となっている近年の状況を踏まえ、子供たちが安心して教育を受けられるよう、家庭や地域の関係機関・団体と連携しながら、学校の安全管理に関する取組を一層充実する必要がある。 このため、各市町村において地域のボランティア団体等と連携を図り、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し、安全で安心な学校を確立するための各種取組を行う。</p>	個別分野計画(児童・障害・高齢等)への記載を検討
17	『福祉政策推進の原動力は町会』 福祉政策の推進にあたり町会に協力を要請すべきではないか。	1-(1) 地域コミュニティの創造・強化 ⑦地域福祉活動団体の創出・支援 福祉政策の推進に町会の理解と協力を得て実施していくことも必要ではないか。	(自治振興課) 町会・自治会は市の下部組織でないため、協力を得るためには、一方的に協力を要請するのではなく、何かしらの援助(人的及び資金などの)等が必要であると考え。	計画書に記載済みだが、「取組及び取組例」の内容について修正(加筆・削除等)が必要
18	『社会的孤立』 全世代にわたる課題 (不登校、引きこもり、高齢者のごみ屋敷や孤独死)	1-(3) 地域の見守り活動の推進 ②孤立・孤独を防ぐ地域の活動 社協の「かわぐち市民活動プラン」のなかで重点目標として検討中	<p>(社会福祉協議会) 地域課題が多様化しているなかでも、社会的孤立は様々な地域課題につながっているため、根本的に解決すべき課題としてとらえている。 そのため、第2期かわぐち市民活動プランの目標として、「ひとりぼっちにしない地域づくり」と、「あんしんできる場所づくり」を掲げ、市民との協働により社会的孤立の解消に努めていきたいと考えている。</p> <p>(福祉総務課) 複合的・分野横断的な課題や制度の狭間の問題について、地域(市)で受け止める仕組みや支援調整する仕組みが必要。</p>	計画書に記載済みだが、加筆・修正が必要
19	『社会的孤立をしているかたの居場所づくり』 ・社会的孤立状態にあるかたの把握が困難 ・社会的孤立状態にあるかたが気軽にあつまることのできるような複合的な地域活動拠点(サロン、こども食堂等)の確保が必要	1-(3) 地域の見守り活動の推進 ②孤立・孤独を防ぐ地域の活動 ・社会福祉法人の「地域における公益的な取組」としてこども食堂などの居場所作りの動きがでてきている。 ・こども食堂などの活動について公民館などの調理室のある公的施設を借用できるようになると活動の幅がひろがるので市の支援をお願いしたい	<p>(社会福祉協議会) 総合的な相談やニーズ把握、ボランティア育成、社会的孤立の解消に向けた活動を複合的にやるよう、社会福祉法人の施設等との連携により、地域活動拠点の整備に取り組んで行く。 また、ボランティア団体等との連携により、こども食堂や学習支援、サロン活動等の支援を行うことで、社会的孤立の解消に努めていきたい。</p> <p>(生涯学習課) 公民館は社会教育の一環であることを条件に貸館をしているところであり、食事提供を目的とした活動は利用形態としてふさわしくない。 料理実習室は生涯学習活動を主たる目的とした利用に供するためのものであり、調理技術の向上、食育、食生活改善のために料理を実習する施設であると考え。</p>	計画書に記載済みだが、「取組及び取組例」の内容について修正(加筆・削除等)が必要